

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

制定 平成24年11月1日

第1 目的

本実施要領は、全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会（以下「全天連」という。）の「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

第3 事業者認定申請書の提出

認定を受けようとする事業者は、別紙1で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を全天連に提出しなければならない。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 全天連は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するとともに審査結果を通知するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。

第5 事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス又は、一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④ 関係書類(証明書を含む。)を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

⑤ 分別管理及び帳票管理の責任者が、1名以上選任されていること。

第6 事業者認定書の交付及び公表

1 全天連は、認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)に対して、別紙2で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」(2において「事業者認定書」という。)を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を全天連のホームページに公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。

第7 納品書・証明書の発行等

1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に事業者認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

2 証明書を作成する場合の様式は、別紙3-1(1)で定める「間伐材等由来の木質バイオマスの証明」又は別紙3-1(2)で定める「一般木質バイオマスの証明」とする。

第8 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、別紙4で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、全天連に報告するものとする。

2 全天連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第9 立入検査

全天連は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、全天連から検査を行う旨通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど、全天連に協力しなければならない。

第 1 0 認定事業者の取消し

- 1 全天連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
- 2 全天連は、認定を取り消したときは、別紙 5 で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第 1 1 事業者認定の更新

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期限の満了する 1 ヶ月前までに、別紙 2 で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（更新）」を全天連に提出しなければならない。

第 1 2 費用の負担等

全天連は必要な経費が発生した場合には別に定めるところにより負担を求めることができるものとする。

附則 この実施要領は、平成 2 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

別紙1〔新規申請の場合〕

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

平成 年 月 日

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
会 長 殿

(申請者)

郵便番号〒 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の役職・氏名

印

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たっては、証明書（又は証明書に代わる書類）の発行等に関する一切の責任を負うことを申し添えます。

記

1 創業年月、従業員数

① 創業年月 :

年 月

② 従業員数 :

名（臨時は除く）

2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量

① 主要品目 :

② 年間取扱量

3 分別管理及び書類管理の方針

別添「分別管理及び書類管理の方針書」のとおり

別紙1〔更新申請の場合〕

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（更新）

平成 年 月 日

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

会 長 殿

（申請者）

郵便番号〒：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の役職・氏名

印

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

団体認定番号：

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たっては、証明書（又は証明書に代わる書類）の発行等に関する一切の責任を負うことを申し添えます。

記

1 創業年月、従業員数

① 創業年月： 年 月

② 従業員数： 名（臨時は除く）

2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量

① 主要品目：

② 年間取扱量：

3 分別管理及び書類管理の方針

別添「分別管理及び書類管理の方針書」のとおり

別紙 2

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

平成 年 月 日

殿

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
会 長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当連合会の事業者認定実施要領に基づき、下記の通り認定します。

団体認定番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(注) 申請の内容に変更があった場合は届け出て下さい。

別紙 3 — (1) 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書
(流通・加工段階)

番 号
平成 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

〇〇 殿
(販売先)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量

(注) 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来の木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。

別紙 3 — (2) 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書
(流通・加工段階)

番 号
平成 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

〇〇 殿
(販売先)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量

(注) 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（一般木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

別紙 4

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが
証明された木材の取扱実績報告

平成 年 月 日

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
会 長 殿

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第8の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

団体認定番号	第	号
--------	---	---

1. 期間	平成 年 4 月 1 日～ 平成 年 3 月 3 1 日
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 m^3 チップ等出荷量 m^3
3. 2のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m^3 チップ等出荷量 m^3
4. 2のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m^3 チップ等出荷量 m^3

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
会 長 印

御社については、平成 年 月付けで認定事業者として認定しましたが、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第10の規定
に基づき、 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由

分別管理及び書類管理方針書（例）

企業名



制定 平成 年 月 日

本方針書は、全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年11月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は（企業名）において、ツキ板、天然木化粧合板等の製造工程で発生するおが粉、端材及びチップ等（以下「チップ等」という。）の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- 1 分別管理を適切に行うため、（氏名）を分別管理責任者として定める。
- 2 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- 1 原材料の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- 2 原材料の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- 3 チップ等の加工に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- 4 チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書・証明書等を添付する。
- 5 製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- 1 書類管理を適切に行うため、（氏名）を書類管理責任者とし

て定める。

- 2 書類管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原材料消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- 3 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 4 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。